

真陽南さくらグラウンド利用について

1. 目的

真陽南さくらグラウンドは、真陽地域のスポーツ振興、地域行事の開催など、地域住民の健康増進と相互交流、親睦を図り地域コミュニティ活動を推進することを目的とし、占有して利用する各種団体は、譲り合って使用することを原則とする。また、少年野球やサッカーなど団体での利用が見込まれ、自由使用を行うとトラブルや団体利用者同士の場所の取り合いによるトラブルが予想される。このため、予め利用する団体（以下「優先利用」という。）を認め、事前に利用日等の調整することにより、健全なグラウンド利用を推進する。

2. 優先利用の調整の位置づけ

当該地域は、真陽地区住民が土地を拠出した阪神高速道路の上部利用箇所でもあり、真陽地域に在籍する「利用団体」の「優先利用」を認め、利用者同士の利用ルールを定め調整するものである。

3. 利用調整会議

優先利用の調整に関するルールづくりや運用は、真陽地域及び真陽地域に在籍する「利用団体」の代表からなる利用調整会議で行う。

4. 優先利用

①利用の申込等

- 優先利用に参加できる団体は、真陽地域に在籍する「利用団体・地域の代表者」等で、少年野球（硬式を使用するものは除く）、少年サッカーなど小学生以下が指導者のもとでスポーツを行う団体ならびにグラウンドゴルフ、ゲートボール等の団体とする。
- 優先利用の登録は、利用調整会議（3・6・9・12月）で受付を行い、承認をうけた翌月の利用調整日から参加資格を得るものとする。
- 優先利用の有効期間は1年間（1月から12月まで）とし、引続き登録を希望する団体は、12月に次年の登録更新を行うものとする。

②優先利用の日及び時間

- 優先利用の日は、毎年12月に利用調整会議で協議して決定するものとする。優先利用の調整を行わない日は、申し込み順にて使用を行うものとする。
- 優先利用の時間は、午前8時から午後6時までとする。但し、地域行事等については予め使用時間を申請し、承認を得るものとする。
- 利用の時間帯は、午前利用（午前8時から午後0時30分）及び午後利用（午後1時から午後6時）の2枠とする。但し、午前利用枠の午前8時から8時30分までは、グラウンド利用の準備時間としグラウンド利用は8時30分からとする。また、午後利用枠は、午後6時までとするが、グラウンド整備等の時間を含むものとする。
- 原則として、単一の団体が同一日の午前と午後を利用できないものとするが、申込みがない場合や団体同士で調整できた場合には例外とする。

③調整の対象となる行為等

グラウンドでの優先利用を認め利用調整の対象とする行為は以下の通りとする。

◇対象となる行為

少年野球（硬球を使用するものは除く）、少年サッカー、運動会など小学生以下が指導者（先生）のもとで行うスポーツ活動。自治会等地域行事の開催など、地域コミュニティ活動。

◇対象としない行為

A：管理会が利用を不適当と認めた行為

B：利用時のルールに記載されている禁止行為に抵触するもの

④優先利用の申込等

- ・ 優先利用の調整を行う日は、対象となる翌3ヶ月分の利用予約・調整会議を3・6・9・12月の第1日曜日17：00～、さつき会館2階（庄田町2丁目）で行う。
- ・ 複数の団体の利用希望日・時間が重複した場合、抽選によって利用者を決定する。また、「優先利用」の調整を行った日以降は、（優先利用の調整対象日時で）申込みのない利用枠については、「一般利用」として管理会会長が、随時先着順にて受付を行う。なお、「一般利用」も「4. 優先利用①利用の申込等」における団体利用登録を行い、管理会の承認を受け利用資格を得るものとする。なお、個人利用については、認めないものとする。

5. 利用時のルール

- ①利用を行う団体は、利用日、利用枠を遵守し、これを超えた利用を行わないこと。
- ②利用を行う団体は、申請した目的以外でグラウンドを利用しないこと。団体の親睦目的であっても、目的とするスポーツ活動に直接関係のない行為（バーベキューなど）を行うことは禁止する。
- ③利用を行う団体は、午前利用については利用終了後、また、午後利用については利用時間内にグラウンド整備を行い、良好なグラウンド状態を保つよう努めるものとする。
- ④グラウンド利用時における周辺地域とのトラブルおよび事故・損傷を与える等の問題が生じた時は、利用者の責任において解決するものとする。なお、犬・猫等を伴う立ち入りは禁止する。
- ⑤駐車場等利用における車両事故については、当事者同士で解決するものとする。
- ⑥利用後は利用者で清掃・整備を行い、ゴミは必ず持ち帰ること。
- ⑦路上駐車等、利用上のモラルに反するような行為があった場合は、利用を禁止することがある。
- ⑧利用頻度に応じて、清掃などの一部管理会作業にご協力頂く場合がある。
- ⑨施設の破損や事故があったときは、すぐに管理会に報告すること。
- ⑩「立入禁止区域への進入」・「掘削行為」・「施設又は設備を破損する恐れのある行為」は禁止する。
- ⑪中学生以上が団体で行うスポーツ活動は禁止する。ただし、長田区に在籍する女子ソフトボールは除く（中学生・高校生に限る）。また、高齢者スポーツ（グラウンドゴルフ・ゲートボールなど）についても同じく禁止対象外とします。
- ⑫他の利用者に危険を及ぼす可能性のあるスポーツは禁止する。
（ゴルフ、硬球使用のキャッチボール、凐、ブーメラン等の危険なもの）
- ⑬営利を目的とした行為（集会・催し物等）は禁止する。また、近隣へ騒音等の迷惑を及ぼす恐れのある行為は禁止する。
- ⑭グラウンド内で火気等を使用した地域行事を実施する場合は、1ヶ月前までに計画書（申請）を管理会へ提出すること。なお、管理会は管理上支障がないか、神戸市建設局道路部計画課に確認を受けること。

6. 利用の排除

- ①登録の申込みに虚偽の申請があった場合。
- ②利用において、調整日や時間枠を超えて利用するなど利用のルールを損なう状態が続く場合。
- ③利用内容が申請内容と異なり、利用の禁止行為に該当するなど著しく不適当と判断される場合。
- ④その他、公序良俗に反する利用があった場合。

7. 器具、備品等の保管

- ①利用団体は、団体利用に必要とされる器具、備品で、グラウンド内に保管を希望するものについて、管理会と協議を行い倉庫に保管する。
- ②利用後のグラウンド手入れに必要な備品（トンボ、コートブラシ）は管理会の倉庫に保管する。